FP | 2級 | 生保

F42

* 1 9 F 4 2 0 0 5 *

2025年度　５月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日◆2025年５月25日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○７月２日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。
また、当会のホームページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announce/）、またはスマートフォン向けページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/）で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（57歳）は、妻Ｂさん（55歳）との２人暮らしである。Ａさんは、大学卒業後、Ｘ社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Ａさんは、Ｘ社の継続雇用制度を利用して65歳まで働くつもりであったが、持病の腰痛が悪化していることや、長女Ｃさんが社会人として独立したこともあり、60歳で定年退職することを検討している。

Ａさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付や退職後の社会保険の手続について知りたいと思っている。また、Ａさんは、自身の持病が在職中に悪化して就業できない状態になった場合に、健康保険からどのような保険給付を受けることができるのかについても理解を深めたいと思っている。

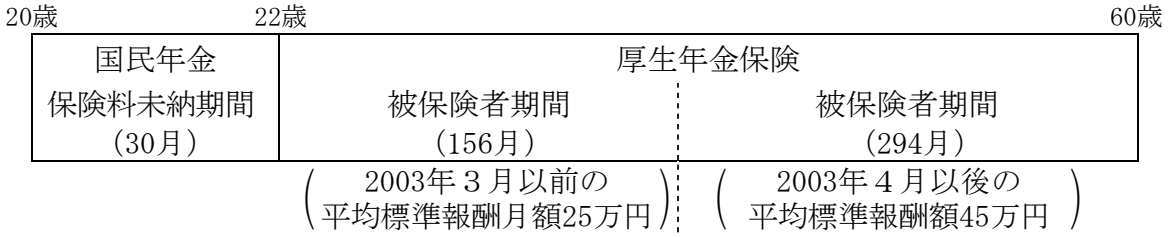
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1967年10月24日生まれ、会社員）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1969年８月24日生まれ、パートタイマー）

・公的年金加入歴 ： 高校卒業後の12年間（144月）は厚生年金保険に加入。
その後は国民年金に第３号被保険者として加入している。

・Ａさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

（1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

（2）経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

（3）基本年金額（上記「（１）＋（２）」の額）

□□□円

（4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

（5）老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{□}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》　Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんの退職後の社会保険の各種取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「妻Ｂさんが、Ａさんの退職後、国民年金の第３号被保険者から第１号被保険者への種別変更の届出を行い、国民年金の保険料を前納することを希望した場合、最大で36月分をまとめて前納することができます」

②　「Ａさんは、退職後、所定の手続により、全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となることができます。任意継続被保険者となった場合、保険料の負担額は、原則として、在職時と変わりません」

③　「Ａさんが全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者とならなかった場合は、国民健康保険に加入することになります。Ａさんが国民健康保険に加入した場合、妻Ｂさんを国民健康保険の被扶養者とすることができます」

《問３》　Ｍさんは、Ａさんに対して、健康保険の傷病手当金について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Ａさんが業務外の事由による負傷または疾病の療養のために労務に服することができず、連続して一定期間以上休業し、かつ、（　①　）日目以降の休業した日についてＸ社から報酬が支払われない場合、所定の手続により、（　①　）日目以降の休業した日について、傷病手当金が支給されます。傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関しては、その支給を開始した日から通算して（　②　）が限度となります。

傷病手当金の額は、１日につき、原則として、その支給を開始する日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の１に相当する額の（　③　）に相当する額となります」

〈語句群〉

イ．３　　ロ．４　　ハ．７　　ニ．１年　　ホ．１年６カ月　　ヘ．２年
ト．２分の１　　チ．３分の２　　リ．４分の３

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（36歳）は、会社員の妻Ｂさん（33歳）、長女Ｃさん（４歳）および二女Ｄさん（０歳）との４人暮らしである。Ａさんは、現在、県民共済および勤務先の団体定期保険に加入している。

Ａさんは、二女Ｄさんの誕生を機に、死亡保障をもう少し手厚くしたいと考えていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受け、加入を検討している。また、２人の子の教育資金の準備のために、こども保険（学資保険）への加入も検討している。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類 ： ５年ごと配当付終身保険

月払保険料 ： 18,900円（保険料払込期間：65歳満了）

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 ： Ａさん

死亡保険金受取人 ： 妻Ｂさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	2,000万円	10年
収入保障特約（注１）	60万円×65歳まで	10年
重度疾病保障特約（注２）	300万円	10年
総合医療特約（60日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	―	―
指定代理請求特約	―	―

（注１）最低支払保証期間は５年（最低５回保証）。年金支払期間は、１年刻みで設定することができる。

（注２）所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、重度の慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　Ｍさんは、Ａさんに対して、現時点（2025年５月25日）でＡさんが死亡した場合に、下記の〈前提〉において、妻Ｂさんが受給することができる公的年金の遺族給付について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈前提〉

・妻Ｂさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
・妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび二女Ｄさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点においてＡさんが死亡した場合、妻Ｂさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、死亡した者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、原則として、（　①　）歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。妻Ｂさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、（　②　）円（2024年度価額）になります。

遺族厚生年金の額は、原則として、Ａさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　③　）相当額になります。また、二女Ｄさんについて（　①　）歳到達年度の末日が終了し、妻Ｂさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Ｂさんが65歳に達するまでの間、妻Ｂさんに支給される遺族厚生年金の額に（　④　）が加算されます」

〈語句群〉

イ．15　　ロ．18　　ハ．20　　ニ．894,300　　ホ．1,129,100
ヘ．1,285,600　　ト．２分の１　　チ．３分の２　　リ．４分の３
ヌ．経過的寡婦加算額　　ル．中高齢寡婦加算額　　ヲ．振替加算額

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが提案を受けている生命保険の内容等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんが死亡した場合、妻Ｂさんが収入保障特約から毎年受け取る年金は、公的年金の遺族給付と同様に非課税となりますので、その全額を生活費等に活用することができます」

② 「がん等の重度疾病については、再発のリスクがあり、治療期間も長期にわたるケースがあります。そのため、重度疾病の保障を準備する際には、再発時の保障の有無や、保険金等が支払われる疾病の種類および状態を確認する必要があります」

③ 「Ａさんは、原則として、50歳から公的介護保険の第２号被保険者となるため、公的介護保険に加入するまでの間、重度の障害や介護に備えることができる保障を準備しておくことも大切です」

《問６》　Ｍさんは、Ａさんに対して、一般的なこども保険（学資保険）の商品性について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「こども保険（学資保険）は、保険期間中に契約者である親が死亡した場合、通常、以後の保険料の払込みは免除され、子に対して、死亡時点の既払込保険料相当額が死亡給付金として支払われます」

② 「こども保険（学資保険）を早期に解約した場合、解約返戻金の額が既払込保険料相当額を下回ることがあります。支出可能な保険料を把握したうえで、その範囲内で加入されることをお勧めします」

③ 「こども保険（学資保険）の返戻率（受取総額÷既払込保険料総額）は、被保険者の年齢や保険料払込期間等によって変動します」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（67歳）は、Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の創業社長である。Ａさんは、今期限りで専務取締役の長男Ｂさん（42歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。Ｘ社は、Ａさんに支給する役員退職金の原資として、〈資料〉の生命保険の解約返戻金の活用を検討している。

また、次期社長の長男Ｂさんは、人材確保のため、従業員の福利厚生を充実させたいと考えている。そこで、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談したところ、総合福祉団体定期保険の提案を受けた。

〈資料〉 Ｘ社が現在加入している生命保険に関する資料

保険の種類	：	無配当逓増定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：	2017年11月１日（加入時年齢：59歳）
契約者（＝保険料負担者）	：	Ｘ社
被保険者	：	Ａさん
死亡保険金受取人	：	Ｘ社
基本保険金額	：	１億円
保険期間・保険料払込期間	：	77歳満了
逓増率変更年度	：	第９保険年度
年払保険料	：	950万円
現時点の払込保険料累計額	：	7,600万円
現時点の解約返戻金額	：	6,800万円
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。		

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、Ｘ社がＡさんに役員退職金6,000万円を支給した場合、Ａさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Ａさんの役員在任期間（勤続年数）を34年２カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額

② 退職所得の金額

《問８》 Ｍさんは、Ａさんおよび長男Ｂさんに対して、Ｘ社が現在加入している生命保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険は、保険期間の経過とともに保険金額が増えていきますが、逓増率変更年度である第９保険年度以降、保険料も上がります」

② 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、逓増率変更年度の前後で最も高くなり、その後、保険期間満了時まで同程度の水準を維持しながら推移していきます」

③ 「当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、変更した時点における解約返戻金相当額と加入時からの払込保険料累計額との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入します」

《問９》　Ｍさんは、Ａさんおよび長男Ｂさんに対して、総合福祉団体定期保険の一般的な商品性について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「総合福祉団体定期保険は、法人を契約者、従業員等を被保険者とする１年更新の定期保険です。その契約の締結に際しては、被保険者になることについての加入予定者の同意が必要となります」

② 「総合福祉団体定期保険を活用することにより、従業員の定年退職時に支給する退職金の原資を準備することができます」

③ 「総合福祉団体定期保険の契約の締結に際して、一般に、加入予定者の告知や医師の診査は必要ありません」

④ 「総合福祉団体定期保険では、従業員の死亡等による法人の経済的損失に備えることができるヒューマン・ヴァリュー特約を付加することができます。ヒューマン・ヴァリュー特約の死亡保険金等の受取人は、契約者である法人に限られます」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（45歳）は、妻Ｂさん（46歳）、長女Ｃさん（21歳）および母Ｄさん（69歳）との４人家族である。Ａさんは、住宅ローンを利用して2024年11月に新築マンションを取得し、同月中に当該マンションの引渡しを受けて入居した。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（45歳）：会社員
妻Ｂさん　（46歳）：専業主婦。2024年中の収入はない。
長女Ｃさん（21歳）：大学生。2024年中の収入はない。
母Ｄさん　（69歳）：2024年中に老齢基礎年金80万円を受け取っている。

〈Ａさんの2024年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額　：900万円

〈Ａさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額　　：5,000万円
土地　　：40㎡（敷地権の割合相当の面積）
建物　　：70㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法　：自己資金2,000万円
　　銀行からの借入金3,000万円
住宅ローン　　：2024年12月末の借入金残高2,970万円、返済期間20年
　　（三大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入）
留意点　　：当該マンションは、ZEH水準省エネ住宅（特定エネルギー消費性能向上住宅）に該当している。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび母Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して認定住宅等に該当する新築住宅を取得等し、2024年中に居住を開始した場合、所定の要件を満たせば、2024年分以後、最長で（ ① ）年間、本控除の適用を受けることができます。本控除による控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には限度額が設けられており、Ａさんの場合、住宅ローンの年末残高の限度額は（ ② ）万円となります。

Ａさんの場合、住宅ローンの年末残高は（ ② ）万円よりも少ないため、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を所得税額から控除することができます。なお、仮に、当該控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない金額を、所得税の課税総所得金額等の合計額の（ ③ ）％相当額または97,500円のいずれか少ないほうの額を限度として、翌年度分の住民税の所得割額から控除することができます」

〈数値群〉

イ．３　　ロ．５　　ハ．８　　ニ．10　　ホ．13　　ヘ．15　　ト．3,000
チ．3,500　　リ．4,000　　ヌ．4,500

《問11》 Ａさんの2024年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんは、2024年分の所得税について、住宅借入金等に係る年末残高証明書を所定の期日までに勤務先に提出することにより、年末調整において住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます」

② 「Ａさんが加入している三大疾病保障特約付団体生命保険の特約料（保険料）は、生命保険料控除の対象となりません」

③ 「Ａさんが勤務先からの転勤命令により単身赴任で転居した場合、妻Ｂさんや長女Ｃさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任中は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

《問12》　Ａさんの2024年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けるものとし、総所得金額の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（　②　）円
	扶養控除	（　③　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		3,000,000円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		□□□円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		□□□円
（ｅ）税額控除（住宅借入金等特別控除）		（　④　）円
（ｆ）令和６年分特別税額控除		□□□円
（ｇ）差引所得税額		□□□円
（ｈ）復興特別所得税額		□□□円
（ｉ）所得税および復興特別所得税の額		□□□円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

賃貸マンションを保有するＡさん（75歳）は、毎年の不動産所得の金額が1,000万円を超えており、年金収入と合わせて生活は安定している。

Ａさんは、現在、妻Ｂさん（70歳）と自宅で同居しており、長女Ｃさん（44歳）は、Ａさんと同じ市内で、会社員の夫、２人の子と社宅で暮らしている。Ａさんは、長女Ｃさんから「戸建て住宅を購入するので住宅取得資金の援助をしてもらえないか」と相談を受け、先日、長女Ｃさんに現金を贈与した。なお、長女Ｃさん夫妻は今年の９月に住宅の引渡しを受ける予定である。

一方、他県に住む長男Ｄさん（41歳）は、Ａさんや長女Ｃさんと日頃から折り合いが悪く、Ａさんの悩みの種である。Ａさんは、自身の相続が発生した際に遺産分割で争いが生じるのではないかと不安を感じている。

〈Ａさんの家族構成（推定相続人）〉

妻Ｂさん　（70歳）：専業主婦。Ａさんと自宅で同居している。
長女Ｃさん（44歳）：会社員。夫と子２人で社宅に住んでいる。
長男Ｄさん（41歳）：会社員。妻と子２人で賃貸マンションに住んでいる。

〈Ａさんの所有財産（相続税評価額）〉

１．現預金　　：　9,000万円
２．上場株　　：　5,000万円
３．自宅
　①敷地（330㎡）：　8,000万円（注）
　②建物　　：　3,000万円
４．賃貸マンション
　①敷地（400㎡）：　１億3,000万円（注）
　②建物　　：　8,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》　Ａさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「仮に、遺言によって賃貸マンション等の相続財産の大部分を長女Ｃさんに相続させた場合、長男Ｄさんが、遺留分侵害額請求権を行使する可能性があります」

② 「遺産分割をめぐる争いを防ぐために、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言を作成する場合は、２人以上の証人の立会いが必要となるため、妻Ｂさんおよび長女Ｃさんを証人とすることをご検討ください」

③ 「自宅の敷地と賃貸マンションの敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます」

《問14》 現時点（2025年５月25日）において、Ａさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は４億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		４億円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長女Ｃさん	（　②　）万円
	長男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

《問15》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ 「2025年中にＡさんから住宅取得等資金の贈与を受けた長女Ｃさんが、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』（以下、「本制度」という）の適用を受けるためには、長女Ｃさんの2025年分の所得税に係る合計所得金額が（ ① ）万円以下（新築等をした住宅用家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は□□□万円以下）である必要があります。本制度による非課税限度額は、新築等をした住宅用家屋が一定の省エネ等住宅であれば□□□万円、それ以外の住宅であれば（ ② ）万円となります。なお、本制度は、相続時精算課税と併用して適用を受けることが（ ③ ）」

Ⅱ 「Ａさんが生前贈与を実行するにあたっては、長女Ｃさんへの住宅取得等資金の贈与のほかに、長女Ｃさん、長男Ｄさんおよび孫（長女・長男の子）に対する暦年課税・相続時精算課税による贈与、孫への教育資金の贈与などが考えられます。暦年課税による贈与の場合、その年分の贈与税の課税価格から基礎控除額として最高で（ ④ ）万円を控除することができます」

〈語句群〉

イ．110　　ロ．130　　ハ．150　　ニ．500　　ホ．1,000　　ヘ．1,500
ト．2,000　　チ．2,500　　リ．できます　　ヌ．できません

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2025 年度５月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈生保顧客資産相談業務〉（2025 年５月 25 日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、７月２日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　765,000（円）　②　1,003,011（円）

③　450（円）　④　1,411,561（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	×

《問３》

〈答〉

	①	②	③
記号	ロ	ホ	チ

【第２問】

《問４》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ロ	ヘ	リ	ル

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問６》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

【第３問】

《問７》

〈答〉　①　1,850（万円）　　②　2,075（万円）

《問８》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	×

《問９》

〈答〉

	①	②	③	④
○×判定	○	×	×	○

【第４問】

《問 10》

〈答〉

	①	②	③
記号	ホ	チ	ロ

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問 12》

〈答〉　①　7,000,000（円）　②　380,000（円）

③　1,010,000（円）　④　207,900（円）

【第５問】

《問 13》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問 14》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　1,940（万円）　　③　9,220（万円）

《問 15》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ト	ニ	リ	イ